

7. 卒業再試験制度について(4年次生)

4年次生で、第4学年終了時に卒業所要単位に2科目以内(専門科目のみ)の不足を生じた者について、以下により卒業再試験を実施します。4年次生は、卒業発表日に必ず自分で卒業の可否を確認してください。再試験受験の申込みは卒業発表当日、本人に限って受付けます。

再試験該当者であっても、卒業の確認をせず再試験の申込みをしなかった者、再試験を受験しなかった者、再試験に不合格になった者は卒業できません。

対象科目については、当該の4年次において履修登録をし、かつ、D評価を受けたものに限ります。

(1)対象科目： 法学部の専門科目のみで、基礎科目は対象となりません(以下詳細参照)

対 象 科 目	実施の有無
①法学部主催専門科目(②～⑤を除く)	○
②法学部専門科目のうち、経営学部との合併科目	×
③法学部専門科目のうち、春学期科目※1、レポート、平常点評価※2による科目	×
④総合科目(総合科目の中の政治学科専門科目含む)	×
⑤他学部公開科目	×
⑥基礎科目0群～5群	×
⑦教職科目・資格科目	×

※1 法学部専門科目の春学期終了科目(春学期科目・春学期集中科目等)は対象となりません。

※2 専門科目の「平常点評価」とは、授業内試験又は定期試験を実施せず、出席点やレポートなどの総合点で評価する方法です。平常点評価をする科目は、公共政策フィールドワーク、文書の書き方セミナー、演習、卒業論文、リサーチペーパー、電算実習科目、外国書講読など。

(2)受験資格： 対象となる科目でD評価を受けたが、そのうち2科目につきC評価を受ければ、卒業所要単位を満たす場合

(3)試験方法： 筆記試験、レポート試験または面接試験のいずれかとし、科目毎に定めます。

(4)試験日程： 卒業再試験受験の申込み時に法学部窓口で連絡します。